

対新型コロナ「佐賀型 店舗休業支援金」

佐賀県の休業要請対象者が、県からの休業要請等に応じ、

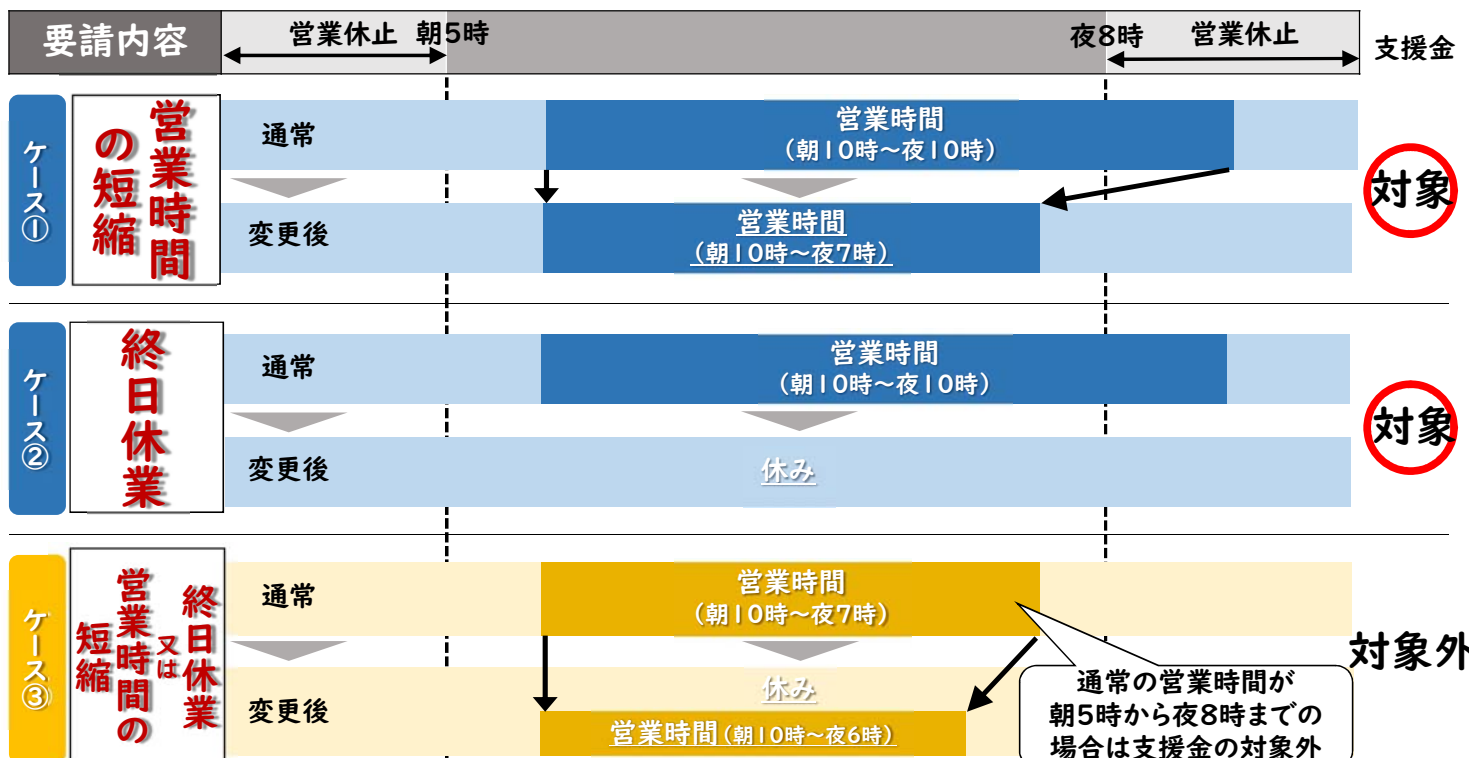
- ・休業
- ・(飲食店等のみ) 夜8時から翌朝5時までの営業を休止した場合に、事業者には支援金を交付します。

1店舗ごと
何店舗でも上限なし

15万円

佐賀県は、事業者ごと
ではありません!
家賃や人件費など
何にでも使えます。
休業要請期間は
4/22~5/6

食事提供施設（飲食店（居酒屋含む）、料理店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービス除く））



対新型コロナ『佐賀型 店舗休業支援金』について

申請には、**休業の状況が確認できる資料**が必要です。

佐賀県では新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、事業者等の皆さまに対して、店舗や遊技施設等の休業等の協力を要請しています。

佐賀県の休業要請対象者が県からの休業要請等に応じ、休業又は夜8時から朝5時までの時間帯の営業を休止した場合に、事業者に支援金を交付します。

(1) 対象事業者

休業要請の対象施設

休業要請等の対象施設が要請内容等に応じて休業した場合は交付の対象です。

なお、床面積が100㎡以下の施設でも、休業要請等の対象の施設種類に該当し、自主的に休業を行った場合には交付の対象です。

夜8時から翌朝5時までの時間帯の営業休止要請の対象施設

飲食店等の食事提供施設については、夜8時から翌朝5時までの時間帯の営業休止を要請しており、支援金の対象となる事例は以下のとおりです。

- <事例1> 通常の営業時間が朝10時から夜10時までの飲食店が夜7時に閉店する場合は支援金の対象
- <事例2> 通常の営業時間が朝10時から夜10時までの飲食店が全日休業する場合は支援金の対象
- <事例3> 通常の営業時間が朝10時から夜7時までの飲食店が営業時間の短縮又は全日休業しても支援金の対象外

(2) 実施内容

原則として4月22日から5月6日までの全ての期間、休業等を行う必要があります。

(3) 交付額 1店舗15万円(何店舗でも上限なし)

家賃や人件費など使用用途は問いません。

(4) 申請書類等

- ・ 申請書
- ・ 営業実態が確認できる資料(確定申告書の写し、休業前の経理帳簿の写し、業種に係る営業許可証の写し等のいずれか)
- ・ 休業の状況が確認できる資料(休業期間を告知した店頭貼り紙の写し、休業期間を告知した自社ホームページやSNSの写し、事業収入額を示した帳簿の写し等のいずれか)
- ・ 誓約書

申請方法などの詳細は今後お知らせする予定です。

この休業支援金は、関係予算が成立した後実施します。